(3)　都道府県知事は、都道府県がんデータベースにおいて保存する都道府県がん情報について、6の㈦の(1)によりこれに相当する全国がん登録情報の匿名化が行われなければならない期日までに匿名化を行い、又は消去しなければならないこととした。（第二二条第三項関係）

(4)　都道府県知事は、(3)による匿名化を行おうとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないこととした。（第二二条第四項関係）

8　権限及び事務の委任

㈠　厚生労働大臣の権限及び事務の委任

5から7までに係る厚生労働大臣の権限及び事務（一部を除く。）は、独立行政法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）に行わせるものとすることとした。（第二三条第一項関係）

㈡　都道府県知事の権限及び事務の委任

都道府県知事は、6及び7に係る当該都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に、これらの権限及び事務（一部を除く。）を行わせることができることとした。（第二四条第一項関係）

9　情報の保護等

㈠　厚生労働大臣等は、全国がん登録情報等の適切な管理等のために必要な措置を講じなければならないこととした。（第二五条第一項～第三項関係）

㈡　厚生労働大臣等は、全国がん登録情報等について、一定の場合を除き、必要な期間を超えて保有してはならないこととした。（第二七条関係）

㈢　全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等は、それぞれの事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（第二八条第一項～第四項及び同条第七項関係）

㈣　全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等は、それぞれの事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととした。（第二九条第一項～第七項関係）

㈤　開示等の制限

全国がん登録情報等、都道府県がん情報等及び都道府県がんデータベースに記録された7の㈣の(1)のイ及びロの情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章その他の個人情報の保護に関する法令（条例を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定による開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができないこととした。（第三五条関係）

10　雑則

㈠　都道府県等の支弁

6により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用は、都道府県の支弁とし、6の㈤の(1)及び(2)により市町村長が行う事務の処理に要する費用は、市町村の支弁とすることとした。（第三九条関係）

㈡　費用の補助等

(1)　国は、政令で定めるところにより、㈠の費用の一部を補助するものとした。（第四〇条第一項関係）

(2)　国は、病院等における届出に必要な体制の整備を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとした。（第四〇条第二項関係）

㈢　手数料

全国がん登録情報又はその匿名化が行われた情報等の提供に係る手数料について、所要の規定を設けることとした。（第四一条関係）

㈣　施行の状況の公表等

厚生労働大臣は、国立がん研究センター及び都道府県知事に対し、全国がん登録の施行の状況について報告を求め、毎年度、その報告その他の全国がん登録の施行の状況に関する事項を取りまとめ、その概要を公表するものとした。（第四二条関係）

11　院内がん登録の推進

㈠　専門的ながん医療の提供を行う病院その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割を担う病院の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとした。（第四四条第一項関係）

㈡　㈠の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、国は、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとし、都道府県は、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとした。（第四四条第二項及び第三項関係）

12　がん診療情報の収集等のための体制整備

国は、がん医療の提供を行う病院及び診療所の協力を得てがん診療情報を収集し、これを分析する体制を整備するために必要な措置を講ずるものとした。（第四五条関係）

13　国及び地方公共団体による活用

国及び都道府県等は、全国がん登録等により得られた情報を利用して得られた知見を、幅広く収集し、当該情報を利用して自ら行ったがんに係る調査研究により得られた知見と併せて、がん対策の充実を図る等有効に活用するものとした。（第四六条関係）

14　病院及び診療所による活用

がん医療の提供を行う病院及び診療所の管理者は、当該病院及び診療所に係るがん診療情報、7の㈡により提供を受けた情報等を活用して、がん患者及びその家族に対してがん及びがん医療について適切な情報の提供を行うよう努めるとともに、その提供するがん医療の分析及び評価等を通じたその質の向上に努めるものとした。（第四七条関係）

15　研究者による活用

全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報の提供を受けた研究者は、その行うがんに係る調査研究を通じて、がん医療の質の向上等に貢献するよう努めるものとした。（第四八条関係）

16　人材の育成

国及び都道府県は、がん登録に関する事務等に従事する人材の確保及び資質の向上のため、必要な研修その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第四九条関係）

17　罰則

全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者に対する罰則その他所要の罰則を設けることとした。（第五二条～第六〇条関係）

18　検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案して必要があると認めるときは、全国がん登録のための情報の収集の方法、全国がん登録情報の利用及び提供の在り方その他がん登録等に関する施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第四条関係）

19　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（法律第一一二号）（厚生労働省）

1　目的

この法律は、社会保障制度改革推進法第四条の規定に基づく法制上の措置として、同法第二条の基本的な考え方にのっとり、かつ、同法第二章に定める基本方針に基づき、社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革について、その全体像及び進め方を明らかにするとともに、社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議を設置すること等により、社会保障制度改革を総合的かつ集中的に推進するとともに、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　講ずべき社会保障制度改革の措置等

㈠　自助・自立のための環境整備等

(1)　政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進するとともに、個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入その他の高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわりなく働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等（(2)において「自助・自立のための環境整備等」という。）に努めるものとした。（第二条第一項関係）

(2)　政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図るものとした。（第二条第二項関係）